

地区土地利用協定区域内行為の届出の手引き

(適正な土地利用の調整に関する条例第 55 条)

担当課及び問合せ先 : 横須賀市都市部都市計画課
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
Tel 046 (822) 8355
e-mail cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp
HP アドレス <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/tokei/index.html>

横須賀市の「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づき締結された地区土地利用協定区域内において土地利用行為（建築物の建築、工作物の築造等）を行おうとする方は、土地利用行為着手前に「地区土地利用協定区域内行為届出書」に必要書類を添付のうえ、市に届出を行ってください。

ただし、同条例第 44 条第 1 項の規定に基づく土地利用行為承認申請書を提出した方は届出の必要はありません。

1 必 要 書 類

届出に必要な書類は次のとおりです。都市計画課に 1 部提出してください。

1	地区土地利用協定区域内行為届出書	地区土地利用協定の区域内における行為の届出書 ※条例施行規則 第 20 号様式
2	位置図	縮尺 1/2,500 以上の地形図等 ※方位、届出区域（赤枠表示）、道路及び目標となる土地建物等（駅、公共建物、河川等）がわかるものとしてください。
3	土地利用計画図	計画内容の分かる図面等
4	協定内容に適合していることを証する図書	配置図、平面図、立面図、断面図 等 縮尺 1/250 以上
5	その他市長が必要と認める書類	※協定内容の適合性を審査するうえで提出していただくことがあります。

※ 3 及び 4 の図書は協定内容により兼ねることができます。

2 注 意 事 項

協定に適合しない計画は、適合するよう設計の変更など届出者に対し是正を求めます。従わない場合は協定を遵守するよう勧告を行うとともに、協定協議会に通知します。